

## おおい町起業促進支援事業補助金取扱要領

令和2年4月1日制定

おおい町起業促進支援事業補助金交付要綱に基づく補助対象経費及び補助対象外経費の細部については、この要領に定めるものとする。

### 1. 補助対象経費及び補助対象外経費

補助対象経費は、交付決定日より前に要した経費を除く。ただし、法人にあっては、法人設立に要した経費はその限りでない。なお、補助対象外経費の詳細は、次の表のとおりとする。

区 分	補助対象経費	補助対象外経費の例
建 物 等 取 得 費	起業にあたり取得する建物、設備、備品等に係る費用（使用目的が本補助事業の遂行に必要と特定できる部分に限る）	中古備品購入費 車両・船舶 使用目的が本補助事業の遂行に必要と特定できない物の調達費用（必要以上に床面積が大きい建物、必要以上に汎用性が高いパソコン・カメラ等）
修 繕 費	起業にあたり建物、設備等の修繕に係る費用（使用目的が本補助事業の遂行に必要と特定できる部分に限る）	事務所等の開設に伴う内外装修繕費以外の修繕費（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係るもののみを対象とする） 自動車等の車両の修繕費・車検費用
解 体 費	起業にあたり構築物を解体する際に係る費用	
広 告 宣 伝 費	起業にあたり必要となる広告費、ホームページ作成費	切手の購入を目的とする費用 求人広告
委 託 費	起業にあたり必要となる登記及び許認可等手続きの業務の一部を第三者に委託する際の費用	販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造委託及び開発委託に係る費用 登記に際し、法務局に支払う印紙代
そ の 他 の 経 費	町長が必要と認める経費（食糧費等の個人消費に係る経費を除く）	事務所等賃借料 敷金・礼金・補償金 謝金 給与・賃金等の人件費 知的財産権等関連経費 旅費 調査費 通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料等） 光熱水費 プリペイドカード・商品券等の金券 事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用 新聞・書籍・雑誌代 団体等の会費 フランチャイズ契約に伴う加盟料 飲食・奢侈・遊興・娯楽・招待の費用 税務申告、決算書作成等のために税理士・公認会計士等に支払う費用 訴訟等のための弁護士費用 公租公課（消費税及び地方消費税等） 各種保険料 各種振込手数料 借入金等の支払利息・遅延損害金 他事業との明確な区分が困難である経費 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切な経費